

# 新潟県臨床検査技師会表彰規程

平成 26 年 1 月 18 日制定

令和元年 9 月 14 日改訂

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、本会が行う表彰に関することを定める。

### (表彰の種類)

第 2 条 この規程に基づく表彰の種別は、次の各号とする。

- 1 名誉会員表彰
- 2 特別功労者表彰
- 3 永年会員功労者表彰
- 4 生涯教育奨励賞、新人賞
- 5 篠川至賞表彰

### (表彰の審査)

第 3 条 前条の表彰にかかわる審査は、別に定める表彰委員会及び選考委員会が行う。

## 第 2 章 名誉会員表彰

### (推薦)

第 4 条 名誉会員は定款第 8 条第 3 項に基づき、表彰委員会の審査を経て理事会が推薦し、総会で決定する。

### (推薦基準)

第 5 条 名誉会員は本会に顕著な功績があった者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 継続して 25 年以上この会の会員であること
- 2 年齢が 60 歳以上であること
- 3 本会の理事、常任理事及び監事のいずれかの経歴を有するものであること
- 4 3 号の経歴年数が合わせて 15 年以上であること

## 第 3 章 特別功労者表彰

### (基準)

第 6 条 特別功労者は本会の発展に尽くした功績が顕著であった者で、次のいずれにも該当するもの及び特に表彰の必要を認めた者。

- 1 継続して 25 年以上この会の会員であること

- 2 年齢が50歳以上であること
- 3 本会の理事、常任理事及び監事の経歴年数が合わせて5年以上であること

**(審査)**

第7条 特別功労者は表彰委員会の審査を経て、理事会で決定する。

#### **第4章 永年会員功労者表彰**

**(基準)**

第8条 永年会員功労者は、本会に継続して25年以上在籍し、年齢が50歳以上の会員とする。この場合、表彰する年の12月31日をもって当該年齢に達した者であればよいこととする。

**(手続き及び審査)**

第9条 永年会員功労者は各支部長が推薦し、表彰委員会の審査を経て理事会で決定する。

#### **第5章 生涯教育表彰**

**(生涯教育奨励賞)**

第10条 対象年度で、分野にかかわらず得点上位3名を表彰する。同点数の場合は増員も可とし役員、過去の受賞者も該当者とする。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

**(生涯教育新人賞)**

第11条 対象年度に30才未満で、分野にかかわらず最多得点者を表彰する。同点数の場合は増員も可とするが、過去の受賞者については、次点者を表彰する。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

#### **第6章 篠川至賞表彰**

**(選考)**

第12条 篠川至賞に関する事項は別に定める規程により、選考委員会の審査を経て理事会で決定する。

#### **第7章 学会演題表彰**

**(新潟県臨床検査学会 最優秀演題賞・新人賞)**

第13条 当該年度の新潟県臨床検査学会にて発表された演題の中から優れた演題に対して最優秀演題賞を1名、新人賞1名を授与する。

**(選考)**

第14条 選考基準は新潟県臨床検査学会において特に優秀な演題発表に対する表彰とし、演題推薦書(別紙)を学会事務局に提出する。選考をする者は次の各号とする。

- 1 各部門長、ただし部門長が学会欠席時には、部門長が委任した部門員とする。
- 2 該当年度の新潟県臨床検査学会の一般演題にて座長を務めたものとする。

#### (表彰者の決定)

第 15 条 表彰者の決定は表彰委員会にて演題推薦書より検討後、表彰委員会の推薦により理事会で決定する。新人賞は、当該年度の学会において、優れた発表を行った 30 才未満の会員とする。

### 第 8 章 表彰

#### (表彰方法)

第 16 条 表彰は次により行うものとする。

- 1 名誉会員、特別功労者及び永年会員者、生涯教育表彰、学会演題表彰は、毎年開催する通常総会で表彰する。
- 2 篠川至賞は、毎年開催する通常総会に合わせて表彰する。

#### (内規)

第 17 条 表彰事務の細部に関する事項は、別に定める内規によるものとする。

### 第 9 章 補則及び付則

#### (補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得るものとする。

第 19 条 この規程は、理事会の決議がなければ変更することができない。

#### (附則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧表彰規程（平成 5 年 2 月 20 日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

新潟県臨床検査学会（第 回）学会 一般演題表彰 推薦書

令和 年 月 日

該当する方に○をしてください : 座長 ・ 部門長

該当する賞を選択して○を付けてください : 最優秀演題賞 ・ 新人賞 ・ 該当なし

推薦者氏名 \_\_\_\_\_ 発表部門 \_\_\_\_\_

候補者氏名	
施設名	
演題番号	
演題名	

発表評価点 該当評価の点数に○を付けてください。

【評価基準】 特に優れている：5      すぐれている：4      標準的（ふつう）：3  
 やや劣る：2      劣る：1

評価内容			評価 (点数)
1	独創性	新しい知見の発見、仮説の立証など新規性、独創性があるか	
2	客観性	対象・方法・解析・検討・検定などが適切に行われているか	
3	信頼性	結果・考察に信頼性はあるか	
4	有用性	臨床的な有用性が認められるか、結論に意義が認められるか	
5	普及性	多くの会員の技術発展に貢献できる内容となっているか	
6	伝達性	スライド・抄録はわかりやすく、発表は聞きやすいか	

【推薦コメント】

評価合計点数	30点
--------	-----

学会優秀演題表彰の選考基準は「新潟県臨床検査学会において特に優秀な演題発表に対する表彰」です。  
 用紙は記入後、学会事務局まで提出をお願いします。